

自転車乗車用ヘルメット着用率向上に向けた取組

千葉県では、自転車乗車用ヘルメット着用率向上に向けた取組の一つとして、「オズワルド」の伊藤俊介さん（千葉市出身）、「ぼる塾」の田辺智加さん（市川市出身）、「レインボー」のジャンボたかおさん（千葉市出身）、池田直人さん（大阪府出身）の4名を、自転車ヘルメット着用PR大使に任命しました。



特設サイトにて、ヘルメットプレゼントキャンペーンを実施中!

- 対象 千葉県にお住まいの方
- 内容 自転車乗車用ヘルメットを合計20名様にプレゼント（男性用10名、女性用10名）
※応募者多数の場合は抽選となります。
- 応募方法 特設サイト内の応募フォームに必要事項を記入の上、お申込み下さい。
- 応募締切 令和7年12月31日(水)まで

特設サイト申込フォーム・
本キャンペーンについての
詳細はこちらから↓



【オズワルド・ぼる塾Ver.】



【レインボーVer.】

自転車乗車用ヘルメット着用PR動画を作成しました!

「ウチは、ヘルメット家族です。」

千葉県自転車乗車用ヘルメット着用PR動画(千葉県公式PRチャンネル)



【ショートVer.】



【ロングVer.】

◎交通事故の相談

千葉県交通事故相談所

検索

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。
臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町村の巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。
なお、くらし安全推進課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

- | | | | |
|--------|--------|----------------|------------------|
| 問い合わせ先 | ●本所 |県庁本庁舎2階 | TEL 043-223-2264 |
| | ●東葛飾支所 |東葛飾合同庁舎4階 | TEL 047-368-8000 |
| | ●安房支所 |安房合同庁舎1階 | TEL 0470-22-7132 |

◎千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

◎交通安全ビデオの貸出

千葉県交通安全ライブラリー

検索

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ(DVD・VHS)の貸出を行っています。
ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

- 問い合わせ先 ●千葉県環境生活部 くらし安全推進課 交通安全対策室 TEL 043-223-2263



思いやり交通千葉

県内の交通事故	
発生件数	9,003件 (+60件)
死者数	87人 (-11人)
負傷者数	10,818人 (+171人)
死者全国ワースト4位 令和7年9月末時点 (前年比)	

9月末現在の確定値です。最新の件数については、千葉県警ホームページにて公表しています。

第195号

発行: 千葉県環境生活部くらし安全推進課

電話 043 (223) 2263

FAX 043 (221) 2969

飲酒運転は絶対しない

させない

許さない

冬の交通安全運動

令和7年12月10日(水)～12月19日(金)



飲酒運転は 絶対しない、 させない、 許さない



千葉県・千葉県警察・千葉県交通安全対策推進委員会

令和7年 冬の交通安全運動

実施期間 12月10日(水)から12月19日(金)までの10日間

スローガン 飲酒運転は絶対しない、させない、許さない

運動の重点目標

① 飲酒運転の根絶に向けた取組の推進



② 夕暮れ・夜間・明け方における交通事故防止



③ 自転車の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用推進



飲酒運転ゼロを目指して

千葉県では、飲酒運転による交通事故などが後を絶ちません。

飲酒運転は、運転者だけでなく、

家族や周りの方まで不幸にするととても悪質な行為です。

県民一人ひとりが、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」

という強い意識を持ち、飲酒運転の根絶を目指しましょう。



宴会などの場においては、ハンドルキーパー(自動車
で飲食店などに行く場合に、お酒を飲まずに仲間を自宅
まで送り届ける人)を決めたり、運転代行等を依頼する
など、運転代行等を依頼するなどしましょう。また、
千葉県内で、飲酒運転をしている人や飲酒運転を助長
している店舗に関する情報などがあれば「飲酒運転
取締りメールBOX」を活用し、飲酒運転を絶対しない、
させない、許さないを徹底しましょう。

飲酒運転取締りメールBOX
情報提供メールフォーム
(千葉県警察HP)



飲酒運転根絶宣言事業所・店の登録

千葉県では、「飲酒運転は絶対しない、
させない、許さない」という県民意識の
高揚を図り、飲酒運転のない、県民
が安心して暮らすことができる地域
社会の実現に向けて、飲酒運転の
根絶を宣言する事業所と飲食店の
登録を行っています。

登録後、県が下記のことを行います。

- ・登録証の交付
- ・啓発物資の配布
- ・事業所名又は飲食店名及び所在地(市町村名のみ)を千葉県ホームページに掲載(ただし、同意が得られた場合に限る)

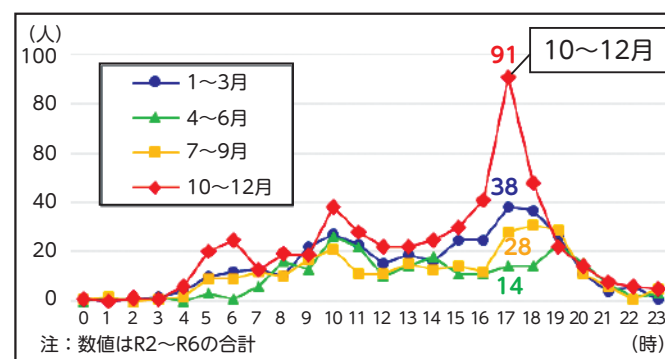
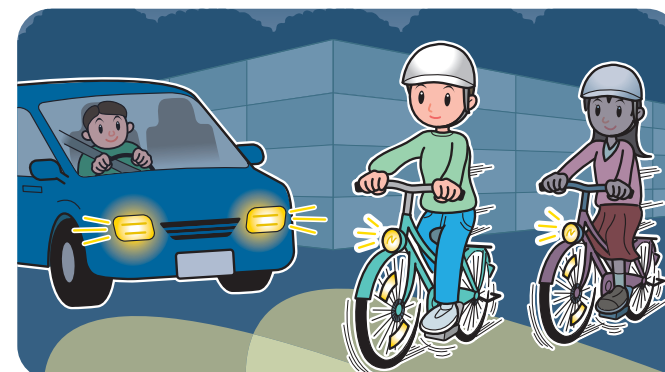
詳しくはこちら
(千葉県HP)



夕暮れ・夜間・明け方には注意!

年末は、夕暮れ・夜間・明け方の交通事故が増加する傾向にあります。

特に、午後5時台における高齢者歩行中に係る重大事故が増加します。



歩行者の方へ

- 明るい色の服装やリフレクター(反射材)を着用し、自分の存在をドライバーに知らせましょう。
- 横断歩道を渡る際は、ドライバーの方に横断する意思を示しましょう。(手を上げる、手で合図する、ドライバーと目を合わせるなど)



ドライバーの方へ

- ゼブラ・ストップを意識した運転を心がけましょう。

ゼ 前方 前をよく見て安全運転!

ブ ブレーキ 横断歩道手前ではブレーキ操作で安全確認!

ラ ライト 横断歩道でも3ライト! 前照灯、ライトアップ、右(ライト)からの歩行者に注意!

特に、冬のこの時期は、早めのライト点灯と小まめな切替えを意識し、交通事故を防ぎましょう。

自転車の交通ルールを確認しましょう。

自転車も、ながらスマホ・飲酒運転は禁止です。

道路交通法の改正により、令和6年(2024年)11月から、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」(「ながらスマホ」)の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。



自転車に対する交通反則通告制度が導入されます。

道路交通法の改正により、令和8年4月1日より、16歳以上の自転車利用者を対象にした交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が導入されます。



令和7年9月、警察庁より、自転車の基本的な交通ルールと警察の交通違反の指導取締りの基本的な考え方についてとりまとめた自転車ルールブックが公表されました。



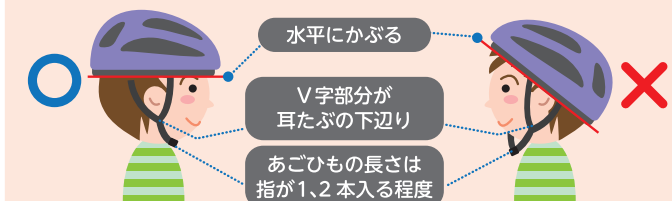
詳しくはこちら(警察庁HP)

自転車利用時はヘルメットの着用を!

自転車乗用中の交通事故で無くなられた方の半数以上が、頭部に致命傷を負っています。ヘルメットを正しく着用し、頭を守りましょう。

ヘルメット着用のチェックリスト

- ☐ 前から後ろにかけて水平にかぶれているか
- ☐ 左右にあるV字のストラップが耳たぶの下あたりにきているか。
- ☐ あごひもの長さは適切か(あごひもとあごの間に指が1~2本入る程度のあそびをもたせる。)



ヘルメットの購入費の一部を助成している市町村があります。

詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

自転車乗用ヘルメット購入補助事業(千葉県HP)

